

制定 平成13年 2月 1日

改訂 平成19年 ⁴/~~3~~月 1日

広域災害対策マニュアル

社団法人 東京電気管理技術者協会 埼玉支部

埼玉支部広域災害対策マニュアル

社団法人 東京電気管理技術者協会埼玉支部

【履歴】

制定 平成13年 2月1日

改訂 平成19年 3月1日

1. 目的

このマニュアルは、地震等による広範な災害の発生に際して、早期に受託施設の巡視点検を実施し、会員間の連携を基本に二次災害の防止に努め、復旧を促進して需要家の信頼を高め、相互扶助の精神をもって協会の社会的貢献に寄与することを目的とする。……付則1

2. 災害の認定

行政が行う非常災害警報の発令、または広域的に電気設備に被害が及ぶことが予想される災害に対し、協会本部ほか各関係機関からの情報、過去の災害等を参考に、広域災害として地域、範囲を支部長が認定し、災害対策活動に入る。

3. 名称

社団法人 東京電気管理技術者協会埼玉支部及び災害地区、班に災害対策組織を設置する。

- (1) 埼玉支部の災害組織の名称を「災害対策本部」という。(以下「対策本部」という。)
- (2) 各地区の災害組織の名称を「災害対策〇〇地区」という。(以下「対策地区」という。)
- (3) 各班の災害組織の名称を「災害対策〇〇班」という。(以下「対策班」という。)

4. 組織体制

- (1) 対策本部は、情報の収集、災害対策の総括指揮、協会本部、関係行政機関との連絡、渉外、広報にあたる。……付則2
対策本部長には支部長があたり、支部長不在又は職務遂行困難な場合は広域災害対策副支部長がこれを代行する。
- (2) 対策地区は対策本部の指揮のもと、対策班と緊密な連絡により、災害状況や会員ならびに家族の安否情報について対策本部に報告する。……付則3
また、直ちに災害復旧の指揮をとり、必要な場合は災害応動要員を派遣する。
対策地区長には当該地区長があたり、地区長不在又は職務遂行困難な場合は、地区長が指名したものがこれを代行する。
- (3) 対策班は、対策地区長の指揮のもと、会員との緊密な連絡により交通網の遮断箇所の把握、受託施設の被害状況、近隣の電力会社との情報収集、二次災害の防止等逐一対策地区に連絡し、必要な場合は災害応動要員の派遣を要請する。
災害対策班長(以下班長という)には班長があたり、班長不在又は職務遂行困難な場合は、副班長又は班長が指名したものがこれを代行する。

5. 災害応動要員

地区長は災害時に備え、予め対策班ごとに災害応動要員を編制し、支部長に届け出る。

……付則 4

- (1) 災害応動要員は、年齢、経験、身体条件等を考慮の上人選し、基本的には二名以上を一組として編成する。
- (2) 各班の災害応動要員の責任者を予め選任しておく。
- (3) 要請を受けて応動した際の災害地域では、現地対策班長の指揮下にはいる。
- (4) 受託会員とできるかぎり連絡をとりながら協会ステッカーをもとに会員の受託施設の巡視点検を行い、受託施設の被害状況、交通網の閉鎖状況、電力設備の被害状況、その他の被害状況の把握を行い、対策班に報告をする。
- (5) 巡視点検は、非常災害時の避難場所、救護所等社会的に重要度の高い設備を優先として順次行う。
- (6) 巡視点検時は、点検チェック表(様式1)・点検結果票(様式2)を使用し、見やすい場所に添付して重複の確認を避けるとともに、設置者や東京電力(株)及び電気工事業者等に設備の状態が出来る限り詳しく分かるようにする。また必要に応じ障害箇所や危険箇所の切り離し等を行う。充電部露出等により公衆災害を発生させる恐れのある場合は防護措置を施す。但し現場の状況判断により作業者の安全に不安がある場合は無理をしない。

6. 対策本部、地区、班の編成

平時から対策本部、対策地区及び対策班を組織化し有事に備える。

7. 対策本部、対策地区、対策班の開設

広域災害と認定された場合は遅滞なく対策本部、対策地区および対策班を開設しなければならない。

- (1) 対策本部の要員は、平時は事務局長が、有事には支部長、全副支部長、全幹事がこれにあたる。なお、夜間休祭日の場合は、支部長宅(代行副支部長宅)を仮設対策本部として活動する。
- (2) 対策地区の要員は、平時は地区長が、有事には加えて各対策班長がこれにあたる。
- (3) 対策班の要員は、平時は班長が、有事には地区長が近隣の会員を動員、必要人員を確保しこれに備える。班員は原則、埼玉支部会員全てがこれにあたる。

8. 業務分担

- (1) 対策本部は次の業務を行う。
 - ① 本部長は全副支部長及び全幹事を非常召集する。
 - ② 行政、マスメディア等からの的確な情報の収集に努め、対策地区に伝達する。
 - ③ 東京電力(株)埼玉支店の災害対策本部との情報交換。
 - ④ 対策地区の情報収集(会員の安否、会員住居の損壊状況、施設の被害状況等)。
 - ⑤ 地区間の支援体制の確立に向け、災害応動等の調整と指導を行う。
 - ⑥ 非常時の通信手段の確保及び研究。
 - ⑦ 災害対策の訓練を年一回以上行い、反省点を即改善し実行に移す。

- (2) 対策地区は次の業務を行う。また、出来るだけ速やかに対策本部へ必要な報告をする。
- ① 対策地区長は、各班長を非常招集。
 - ② 各対策班からの会員の安否情報等の取り纏めと対策本部への報告。
 - ③ 最寄の消防署、警察署、市区町村の防災情報の収集。
 - ④ 地域の東京電力(株)管轄支社・営業センターとの情報交換と連携行動。 ……付則 5
 - ⑤ 巡視点検の進捗状況、会員受託施設の被害状況の把握。
 - ⑥ 交通網（自動車、電車、バス）の閉鎖状況の把握。
 - ⑦ 支部との連携による災害応動の手配。
- (3) 対策班は次の業務を行う。また、出来るだけ速やかに対策地区長に報告をする
- ① 会員ならびに家族の安否確認と会員住居の損壊状況の把握。
 - ② 巡視点検の進捗状況、会員受託施設の被害状況の把握。
 - ③ 地域の東京電力(株)管轄支社・営業センターでの情報収集。
 - ④ 交通網（自動車、電車、バス）の閉鎖状況の把握。

9. 通信手段

- (1) 携帯電話、公衆電話、会員の無線、Eメール等有事に活用する。
- (2) 電話回線による通信連絡が基本であるが非常災害時に活用可能な方法が生じた場合は積極的に導入を検討する。

10. 会員個人

安全意識を常に保持し、周囲の状況を確認したうえで沈着冷静な行動に努めるとともに、自分の顧客は自分で守るという自己対応責任をよく理解し、積極的に取り組むことが必要である。

- (1) 初期対応
 - ① 会員と家族の安否、会員住居の損壊状況を自主的速やかに対策班(班長)に報告する。
会員本人が連絡できない状況にあるときは、家族等が連絡できるようにしておく。
 - ② 可能な限り自宅周辺の情報収集（自家用電気設備の被害状況、東京電力(株)施設の被害状況、交通網の閉鎖状況、等々の把握）を行い班長に報告をする。（情報の混乱を避ける為、収集した情報の報告は原則として班長→地区長→対策本部の順を守る。）
 - ③ 被災区域は自動車の通行規制が予想される為、バイク、自転車、徒歩等で可能な区域を巡視する。
- (2) 巡視点検（班行動）
 - ① 初期対応の後、班長指示のもと班員相互の連携により、可能な範囲の受託施設巡視点検を実施する。この際、協会ステッカー等にもとずき、他地区または他支部の会員の受託施設についても原則実施するものとする。 ……付則 6
 - ② 巡視点検時はチェック表等を使用し、二次災害の防止及び設備復旧に役立てる。
 - ③ 班長は被害状況から判断し、必要なら応動要員の派遣を対策地区長に要請する。

11. 服装、工具、器材等

(1) 服装

作業衣、ヘルメット、作業靴、必要により雨合羽。

(2) 工具

ペンチ、ドライバー、ナイフ、スパナ、高・低圧ゴム手袋、キュービクル鍵等。

(3) 器材

メガー(高・低圧)、クランプメーター、テスター、検電器等。

(4) エンジン発電機

対策本部は、会員の所有状況を把握しておき、有事に活用する。 ……付則 7

(5) その他

ナップザック、食料(非常食)、地図、携帯電話、点検チェック表(様式1)、点検結果票(様式2)、身分証明書、腕章、筆記用具、その他必要と考えられる装備。

12. 受託設備カード

各会員は、各自の受託設備について社会的重要度を勘案したランク付けを予め行っておき、受託設備管理表(様式3)を整備・登録して、非常時応動に備える。 ……付則 6

13. 災害応動の謝礼

公益法人として地域社会に密着した自主的な活動、機材提供(避難所での照明仮設等)は原則無報酬とするが、応動要請を受けての災害復旧の為の活動費用は支部規程による。

14. 災害対策組織の解散

対策支部長は、災害復旧の状況を勘案し、各関係機関とも十分な連絡を取り災害対策の組織を解散する。

15. 訓練・研修

- (1) 広範な災害を予想し、災害応急活動を迅速・的確に実施する為に日頃から情報の収集・伝達、非常招集の訓練を積み重ねておくこと。
- (2) 県および各市区町村の防災組織、並びに他組織との総合訓練等には積極的に参加する。
- (3) 会員の防災意識向上のため、随時研修会を行う。

16. マニュアルの改訂

社会情勢の変化、または不都合が生じた場合は支部役員の議を経て改訂できる。

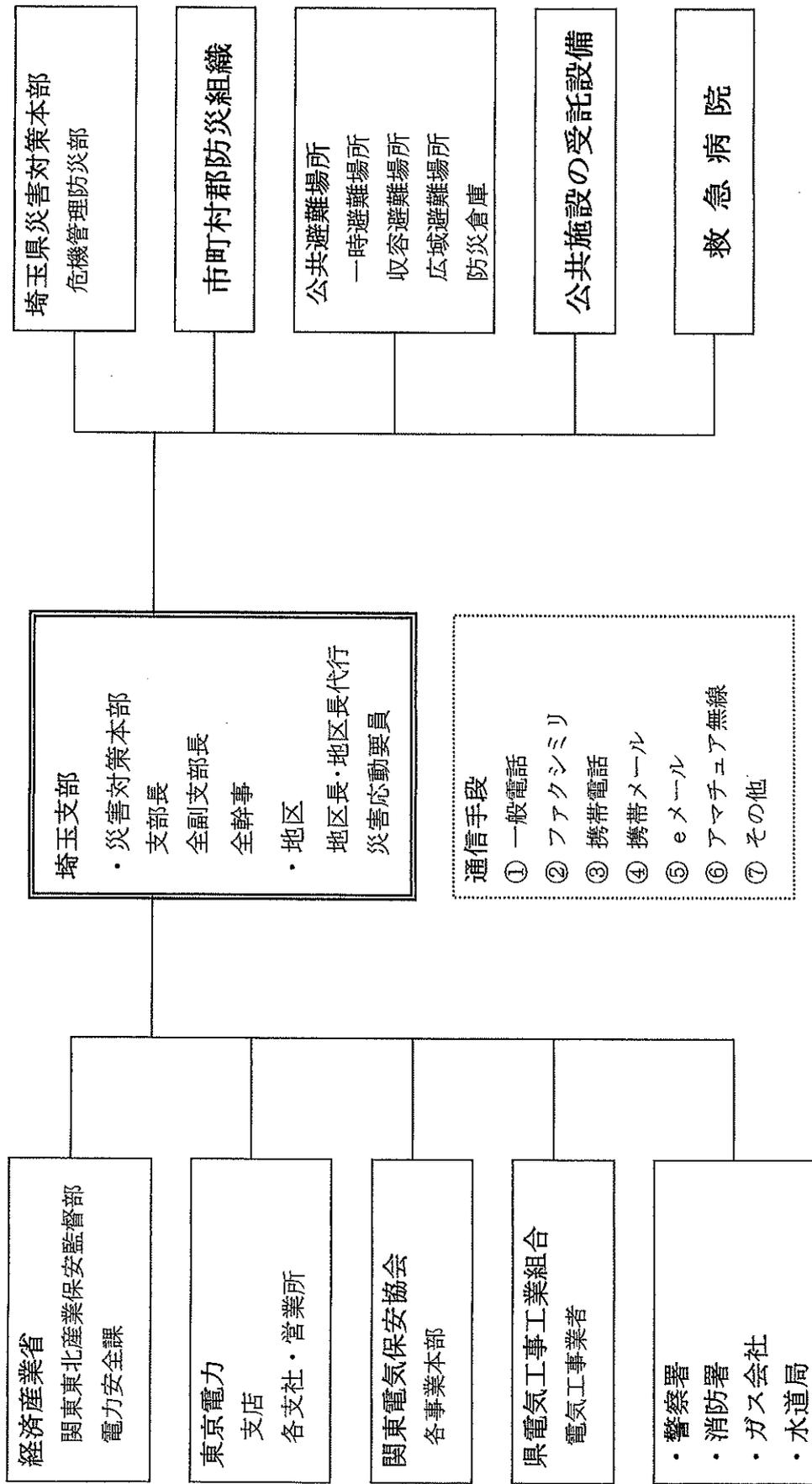
17. 施行

平成19年 3月 1日 より施行する。

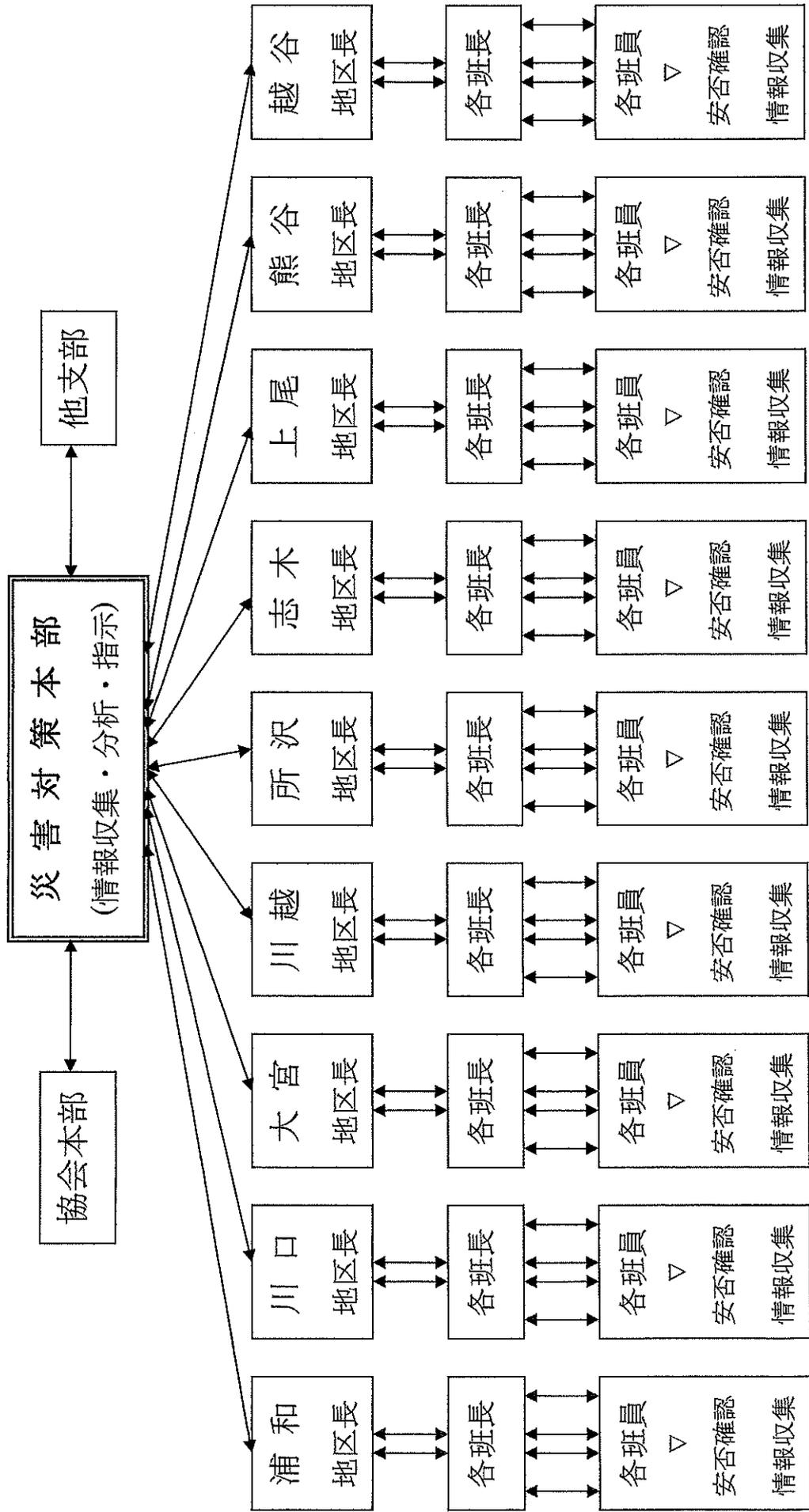
埼玉支部広域災害対策マニュアル付則

1. 災害発生直後は、人心・情報の混乱、錯綜が予想されるが、『自分は公益法人の一員である』という自覚と責任を持って行動する。
2. 各副支部長は、それぞれ情報収集責任者、渉外担当責任者等の役割分担を決めておく。
3. 緊密な連絡… 通信手段がすべて失われた場合、予め決められた集合場所（支部事務所、各地区長・班長宅、東京電力各支社・営業センター等）に時間を決めて集合し、情報及び指示の受け渡しする。その際は交通状況によっては、バイク・自転車・徒歩とする。各地区、地区会で話し合いをしておくものとする。
4. 災害応動要員は、災害対策班内部の実働部隊として予め人選しておく。被災地区にあつては、災害対策班として活動する。
また、被災地域の状況により、現場の対策地区、対策班の人員だけでは対処が出来ない場合に、対策本部および当該対策地区長が協議し、近隣地区または被害の少ない地区に災害応動要員を出動要請できる。
5. 東京電力株式会社 埼玉支店の担当者と災害発生時の協調体制について話し合いを持ち、且つ各支社・営業センターと対策地区単位での情報交換・協力体制について事前に取り決めをしておく。
6. 巡視点検実施時の範囲・順番・施設選びについては原則、病院、避難所となる集会所等々地域の重要施設が優先となるが、受託会員および施設責任者の事前の承認（受託施設管理表：様式3の登録）のない施設に関しては無理に立ち入らない。それ以外は当日の打ち合わせによりそれぞれの班で決定して良い。
7. 県・市町村との協力体制を持つ上でも、会員の所有する機材を埼玉支部として把握しておくことが望ましい。会員の協力を要請する。

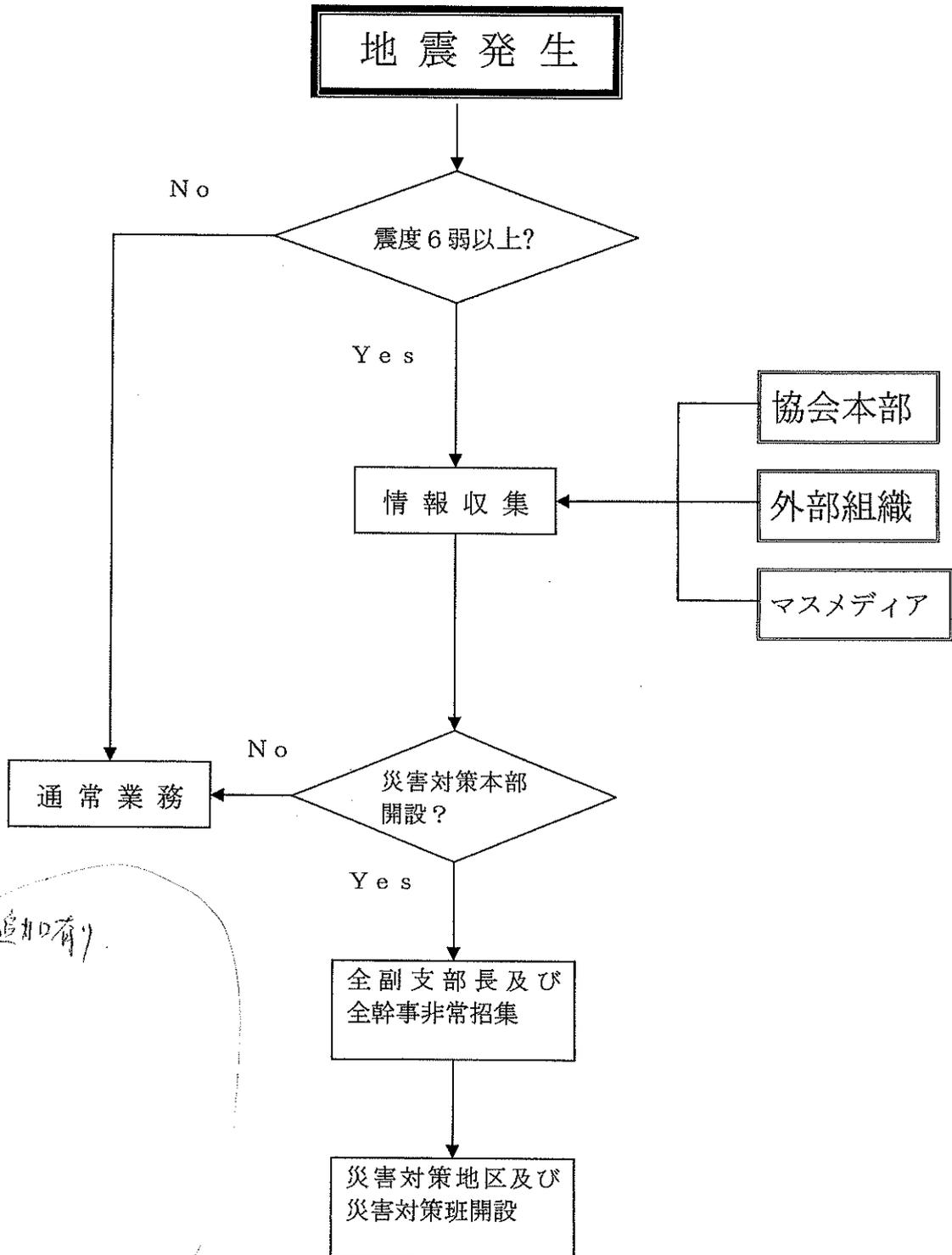
地域災害外部機関連絡組織図



埼玉支部広域災害対策組織説明図（連絡系統図）



埼玉支部地震発生時フロー



追加有り

広域災害 点検チェック表

地区 班

事業場	名称		立会者	
	所在地		主任	氏名
	電話		技術者	所属

点検実施年月日	点検者	班長		班員		印
平成 年 月 日		班員		班員		

供給者	東京電力	支社	変電所	線 (引込柱)
-----	------	----	-----	---------

1. 目視点検

1-1 当該施設を外部から見た被害状況 (該当状況にチェックを入れる)

建 物 (含、オープン型受変電設備)										受 変 電 設 備 (キュービクル)									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
倒壊	浸水	部分倒壊	火災	陥没	隆起	流失			被害なし	倒壊	浸水	火災	移動	傾斜	扉破損				被害なし

1-2 引込み施設

区分	番号	点検事項	結果 ○×	区分	番号	点検事項	結果 ○×
東電柱・高圧キャビ	1	電柱の状態・根元の陥没等		構内一号柱	7	接近物の有無	
	2	支線・ケーブルの状態			8	電柱の状態・根元の陥没等	
	3	AS本体・腕金等の状態			9	PASの破損・変形等	
	4	基礎破損による倒壊・移動等			10	引込ケーブルの状態	
	5	扉の開閉状態			11	制御箱の状態	
	6	DS・UGS等内部の状態(動作状態)			12	リレー電源の有無・動作表示等	

1-3 受変電設備

区分	番号	点検事項	結果 ○×	区分	番号	点検事項	結果 ○×
受変電設備内部	1	充電部の検電 (電圧有 ○)		非常用発電機	7	計器類の状況	
	2	保護継電器の動作の有無			8		
	3	高圧機器の破損・変形・脱落の有無			9	基礎の崩落・基礎との固定	
	4	低圧配線(ブスバー等)の状態			10	冷却器・燃料の状態	
	5	接地端子の状態			11	配管類の状態	
	6	低圧機器の破損・変形・脱落の有無			12		

2. 測定・評価

区分	番号	点検事項	結果 ○×	区分	番号	点検事項	結果 ○×
絶縁抵抗	1	高圧回路(引込ケーブル)	MΩ	接地抵抗	4	E	Ω
	2	高圧回路(所内一括)	MΩ		5	E	Ω
	3	低圧回路 (不良回路の有無)			6	E	Ω

[所見]

広域災害 電気設備点検結果票

受電 可 ・ 不可

受電不可の理由（所見）

点検日時

年 月 日 時

点検者氏名

連絡先

